

## 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から 11 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農林水産業の再生等に加え、原子力発電所事故に起因する風評対策、放射性物質トリチウムを含む多核種除去設備等処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策にも迫られるなど被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

### 記

#### 1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

##### (1) 復旧・復興に向けた財政支援等

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまで措置を講じること。
- ② 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大などを図るとともに、改良復旧に係る経費の拡大等を行うこと。
- ③ 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。
- ④ 災害援護資金の償還について、履行期限の延長とともに、東日本大震災に適用される償還免除の拡充のほか、地方自治体と協議の上、償還免除の基準を明示すること。また、債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

##### (2) 被災者生活再建支援

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。

- ③ 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備など被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

### (3) 地域産業の復旧・復興

- ① 水産業及び関連産業の復興、地元企業や商店街の早期復旧など地域産業への復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 移住者等の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

### (4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世へ継承するための人材育成、研修、情報交換など伝承活動への環境整備について検討すること。

## 2 原子力発電所事故災害への対応について

### (1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除去土壌等の仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
- ② 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）は、特定廃棄物埋立処分施設へ安全かつ早期に搬出すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物は、処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、財政的・技術的支援を継続すること。
- ④ 除去土壌等の県外最終処分までの計画を提示すること。
- ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分補てんのための震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- ⑥ 仮置場や仮設住宅用地等での利用後、当該用地に集会所など福祉向上に資する施設等を整備する場合は、財政措置を講じること。
- ⑦ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での有害鳥獣専用処理施設の整備に併せ、処理体制に係る財政措置を講じること。また、鳥獣被害防止対策に関する支援策を継続するとともに、侵入防止策の予算拡充を図ること。

- ⑧ 福島再生加速化交付金について、風評払拭の取組強化に向けた財政支援の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた取組も対象とすること。

## (2) 確実な汚染水・処理水の対策

- ① ALPS処理水の処分を実施する前に、安全性を科学的知見に基づき、全国、全世界へ周知し、理解と合意を得るとともに、風評被害に対して万全の対策を講じ、仮に損害が生じてしまった場合には、速やかに賠償するスキームを構築し、利害関係者の理解と合意を得るよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に指導すること。また、それまでは陸上保管を継続し、タンク保管容量の余力の確保等についても検討するよう、東京電力に指導すること。
- ② トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすこと。また、根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、高等教育機関などの様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう、東京電力に指導すること。

## (3) 原子力損害賠償の適切な実施等

- ① 原子力発電所事故による個人・法人及び地方自治体が被った全ての損害について、東京電力への賠償請求の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実な賠償を行うよう、同社へ指導すること。
- ② 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、風評の早期払拭を図るとともに、農林水産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。

## (4) 健康管理・生活安心体制の継続

- ① 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- ② 避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、国の特別の財政支援を継続すること。
- ③ 生活再建や心のケア等に必要な支援とともに、地域の復興・再生に対し十分な支援を行うこと。

- ④ リアルタイム線量測定システムの一方的な撤去を行わないこと。
- ⑤ 除染の枠組み以外の箇所等で、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合、線量低減化などの環境回復措置を講じること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会